（無形固定資産の区分表示）

第二百四十条　無形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第一号に掲げる項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下である場合には、第二号に掲げる項目に属する資産と一括して掲記することができる。

一　のれん

二　その他

2　前項第二号の資産のうち、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

3　連結会社の投資がこれに対応する連結子会社の資本の金額を超えることにより生じる差額は、のれんに含めて表示する。

（無形固定資産の減価償却累計額等の表示）

第二百四十一条　財務諸表等規則第三十条の規定は、無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額について準用する。

（投資その他の資産の区分表示）

第二百四十二条　投資その他の資産に属する資産は、これを一括し、投資その他の資産を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、投資その他の資産に属する資産を適当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

2　第二百三十七条第二項の規定は、投資その他の資産について準用する。

（投資その他の資産に係る引当金の表示）

第二百四十三条　財務諸表等規則第三十四条において準用する財務諸表等規則第二十条（第三項を除く。）の規定は、投資その他の資産に属する資産に係る引当金について準用する。

（繰延資産の区分表示）

第二百四十四条　繰延資産に属する資産は、これを一括し、繰延資産を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、繰延資産に属する資産を適当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

2　第二百三十七条第二項の規定は、繰延資産について準用する。

（繰延資産の償却累計額の表示）

第二百四十五条　財務諸表等規則第三十八条の規定は、繰延資産に対する償却累計額について準用する。

（担保資産の注記）

第二百四十六条　財務諸表等規則第四十三条の規定は、担保に供されている資産について準用する。

第三節　負債

（負債の分類）

第二百四十七条　負債は、流動負債及び固定負債に分類して記載しなければならない。

（各負債の範囲）

第二百四十八条　財務諸表等規則第四十七条から第四十八条の三まで及び第五十一条から第五十一条の四までの規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第四十七条、第四十八条の二及び第四十八条の三の規定中「一年内」とあるのは、「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

第二百四十九条　第三十六条の二の規定は、固定負債の範囲について準用する。